⑶　平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」又は「物品の製造」のＡ、Ｂ又はＣの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
⑷　当該業務又は類似の業務を相当量完了した実績を有している者であること。
⑸　当該業務を確実に実施できると証明した者であること。
⑹　資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
⑺　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
⑻　その他、入札説明書に定める資格を有する者であること。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札説明書の配付方法及び問い合わせ先
日本年金機構ホームページ・調達情報からダウンロードすること。
〒168―8505 東京都杉並区高井戸西３―５―24　日本年金機構本部調達部契約グループ　市川　良介　電話03―5344―1100
⑵　業務説明会の日時及び場所　平成30年２月23日午後２時00分　東京都三鷹市下連雀　日本年金機構三鷹分室　第二会議室
※上記３⑴にて入札説明書及び仕様書を受領し持参のうえ参加すること。
※業務説明会への参加を希望する場合は、２月22日午後５時00分までに参加申込をすること。
申込先　日本年金機構中央年金センター記録調査業務グループ　電話0422―72―3112
⑶　入札期限及び場所　平成30年４月10日午前11時00分まで　東京都杉並区高井戸西３―５―24　日本年金機構本部調達部契約グループ
⑷　開札の日時及び場所　平成30年４月11日午後２時00分　東京都杉並区高井戸西３―５―24　日本年金機構本部ビル１階　入札室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加する者は、平成30年３月26日午後５時までに個人情報保護にかかる事前審査用提出書類等を提出し、競争参加資格に関する証明書等を平成30年４月10日午前11時までに提出しなければならない。入札者の競争参加資格に関する証明書等は日本年金機構において審査するものとし、採用し得ると判断された場合の入札書のみを落札決定の対象とする。入札者は、開札日の前日までの間において、日本年金機構から当該書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した入札は無効とする
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した役務を実施できると日本年金機構が判断した資料及び入札書を提出した入札者であって、日本年金機構の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑺　手続きにおける交渉の有無　無
⑻　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Deputy of President : Satoshi Kageuchi, Procurement Department, Japan Pension Service
⑵　Classification of the services to be procured : 6, 71, 27
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Making, sorting and pre-mailing business for the notices about Access Key (From June, 2018 to March, 2019), approximately 1,004,000
⑷　Performance period : From date of contract through 31 March, 2019
⑸　Delivery place : Places designated by Japan Pension Service
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;
①　It must be a person who doesn't correspond to the person and the bankrupt who doesn't have the ability that the corresponding contract concludes by not obtaining rehabilitation.
②　It is a person who disturbed the execution of the duty as the person and the staff who disturbed the fulfillment of the person and the highest bidder who disturbed the execution of a person who did the act of injustice for the compact prosecution and a fair competition of the contract, and it is ill-founded and it person who doesn't correspond to the person who doesn't perform a contract.
③　Have the Grade A, Grade B or Grade C in "Service", "Manufacturing", in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kanto-Koshinetsu Area in fiscal years 2016, 2017, 2018
④　Prove to have actually engaged in fair amount of similar matters properly
⑤　Prove to have the ability to provide sufficient service with certainty
⑥　Prove to have no false statement in tendering documents
⑦　Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating
⑧　Other persons who are qualified as provided in the bidding instructions
⑺　Time-limit for Tender : 11 : 00 AM, 10 April, 2018
⑻　Contact point for the notice : Ryousuke Ichikawa, Procurement Department, Japan Pension Service, 5―24, Takaido-nishi 3-chome, Suginami-ku, Tokyo, 168―8505, Japan TEL 03―5344―1100

入札公告の変更

平成30年２月16日
独立行政法人　海技教育機構
理事長　野崎　哲一

◎調達機関番号　604　◎所在地番号　14
○第18号
1　掲載日　平成29年11月24日（号外政府調達第222号）
2　変更内容　16頁１段目、１⑵中「⑤Ａ重油約100kℓ　Ｃ重油約110kℓ」を「⑤Ａ重油約70kℓ　Ｃ重油約110kℓ」に、「⑧Ａ重油約60kℓ」を「⑧Ａ重油約30kℓ」に、「⑩Ａ重油約40kℓ」を「⑩Ａ重油約70kℓ」に、１⑷中「⑩平成30年４月４日」を「⑩平成30年４月２日」に、１⑸中「⑩東京港停泊中海王丸」を「⑩横浜港停泊中海王丸」に、16頁３段目、５⑶中「⑤Fuel Oil A 100kℓ, Fuel Oil C 110kℓ」を「⑤Fuel Oil A 70kℓ, Fuel Oil C 110kℓ」に、「⑧Fuel Oil A 60kℓ」を「⑧Fuel Oil A 30kℓ」に、「⑩Fuel Oil A 40kℓ」を「⑩Fuel Oil A 70kℓ」に、５⑷中「⑩４ Apr. 2018」を「⑩２ Apr. 2018」に、５⑸中「⑩Kaiwo-Maru Tokyo」を「⑩Kaiwo-Maru Yokohama」にそれぞれ変更します。

資　格

競争参加者の資格の再認定に関する公示

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第２項に規定する経営事項審査の審査基準が平成29年国土交通省告示第1196号（以下「改正告示」という。）により改正されたことに伴い、平成29・30年度を有効期間とする国土交通省地方整備局（港湾空港関係を除く。）及び国土交通省国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）並びに国土交通省大臣官房官庁営繕部の所掌する建設工事についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格（以下「競争参加資格」という。）について、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の４に規定する経営事項審査の総合評定値通知書をいう。以下同じ。）に基づき認定されている者等は、希望により、競争参加資格について、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき再認定を申請することが出来ることとしたので、その申請方法等について、次のとおり公示する。
平成30年２月16日
国土交通省大臣官房地方課長　内田　欽也
国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長
橋本　浩志